

スポーツジム等での契約トラブルに注意!

<今回の相談事例>

以前からスポーツジムに通っていたが、自宅の近くに別のスポーツジムができ、通うのに便利だと思って見学に行った。今月中ならキャンペーンで入会金が無料と説明を受け、そのときに入会手続きをし、今月と来月分の会費を支払った。しかし、いざ通い始めると、以前通っていたスポーツジムの方がサービスが良かったため、申し込みから1週間以内に解約を申し出た。解約は受け付けてくれたが、来月分の会費は返金できないと言われた。クーリング・オフはできないのだろうか。(70代男性)

【アドバイス】

●店舗での契約はクーリング・オフができません。

スポーツジム等、店舗で交わした契約は、クーリング・オフができず、今回のように解約時にトラブルとなるケースがみられます。入会をする際は、契約書面をよく確認しましょう。キャンペーン期間中の契約は、入会金等が無料で、その条件として一定期間解約ができないことや、中途解約時に当初支払った会費は戻らないなどの条件がある場合が多いので、契約時は、スタッフに解約条件等の説明を求め、十分に確認してから契約をしましょう。

●解約手続きは、十分確認して行いましょう。

解約をしたつもりでも、契約時に登録した口座から会費の引き落としが続いていたケース等もみられます。手続きは十分に確認して行い、いつまで引き落とされるのか、また、きちんと解約がされているか通帳等を記帳して確認を行いましょう。

●不安に感じたり、トラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう!

二セ電話詐欺に要注意!

戸 畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん